

—富里市—

第39号 平成31年1月

発行 富里市農業委員会

農業委員会だより

〒286-0292 千葉県富里市七栄652番地1 TEL 0476(93)6494(直通)
富里市ホームページ <http://www.city.tomisato.lg.jp>



夫婦で頑張っています！

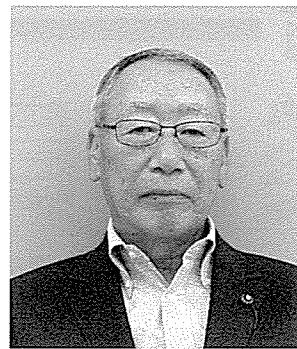
十倉で農業を営む澤木勇一さんをご紹介します。

勇一さんは、1.3ヘクタールの有機認証の農地に、人参・小松菜・とうもろこしを主にご夫婦で耕作しています。勇一さんは、なんと元陸上自衛官。戦車部隊に配属され、日夜訓練に明け暮れていたそうです。そこで出会ったのが、同じ自衛隊勤務だった奥さんの恵津子さん。恵津子さんは結婚を機に寿退職となり、勇一さんを支えていたそうです。

陸上自衛隊から農業へ進む一大決心のきっかけを伺ったところ、「年齢とともに転勤が多い内勤になり、子供が可哀そうだと思うようになりました。また小さいころから野山を駆け回ることが大好きで、それは今も変わらない。ためらいもなく農業を選びました。何よりも、家族一緒に過ごせますから」とのこと。一方、恵津子さんは「驚きましたけど、いつでも家族を守ってくれる。そんな夫を信じてついでいました。引っ越しは面倒だなと思いましたけど。」と本音がぼろり。

今後の抱負を伺うと、「作物の成長が楽しみですし、何より、子どもたちが楽しそうに畑で遊ぶ姿を見ると、自分の決断は間違っていなかったと思います。最近では、有機栽培のコツも得て、品質も安定してきました。農業は本当に難しい。労働力を確保し、面積を増やし安定化に結び付けたいですね」と力強く話してくれました。

新春のごあいさつ



富里市農業委員会 会長 綿貫文雄

農業委員会だより
新年あけましておめでとうございます。日頃より、当委員会活動に対し、御理解、御協力を賜わり深くお礼申しあげます。さて、農業委員8名と農地利用最適化推進委員12名の20名となつた農業委員会体制も、1年半を経過いたしました。

この間、農業委員・農地利用最適化推進委員一丸となり、富里農業の発展に寄与すべく活動してきたところです。

今後も、皆様の声を聴かせていただきながら、農地利用の最適化に尽力してまいりますので、なお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ、新年のあいさつとさせていただきます。

委員活動報告

第27回富里市農業懇話会

農業委員 藤崎 芳久

平成30年10月2日、農業士会主催の第27回富里市農業懇話会が、日本農業賞大賞受賞者の菅佐原芳夫氏を講師に招き「実践事例から学ぶ日本の農業～企業的農業経営に学ぶ～」をテーマに開催されました。

第一部は「夫婦で歩んだ農業賞への道のり」と題して講演があり、菅佐原氏は昭和47年に就農後、昭和62年に芳源ファーム（有）を創立。昭和27年に芳源マツシュルーム（株）に社名を変更し、平成30年に個別経営の部で大賞を受賞しました。

富里市農業士会の25名の方々には、毎年5名程度の新規就農者への積極的支援、農地3ha以上の耕作者の増加、1ha未満耕作者が減少している傾向のなか、自然災害等農業を取り巻く環境が悪化していますが、地域農業のリーダーとして引き続き頑張つていただきたいと思っています。

缶詰原料用として栽培を開始して以来、無農薬の実施、365日収穫、364日出荷体制で安全で安心して食べてもらえるよう、現在3500トンの生産量を17年後には3倍にあたる10000トンを目指し地元の雇用と地域貢献をしながら更なる展開を続けるそうです。

第2部は、経営管理・労働雇用・GAPなどをテーマにパネルディスカッションを行いました。コーディネーターに印旛農業事務所の椿正明氏をお招きして、パネリストの菅佐原ご夫妻と農協常務理事高山勇治郎氏、農業士会副会長であり農業委員の相川克義氏により活発な議論が展開されました。

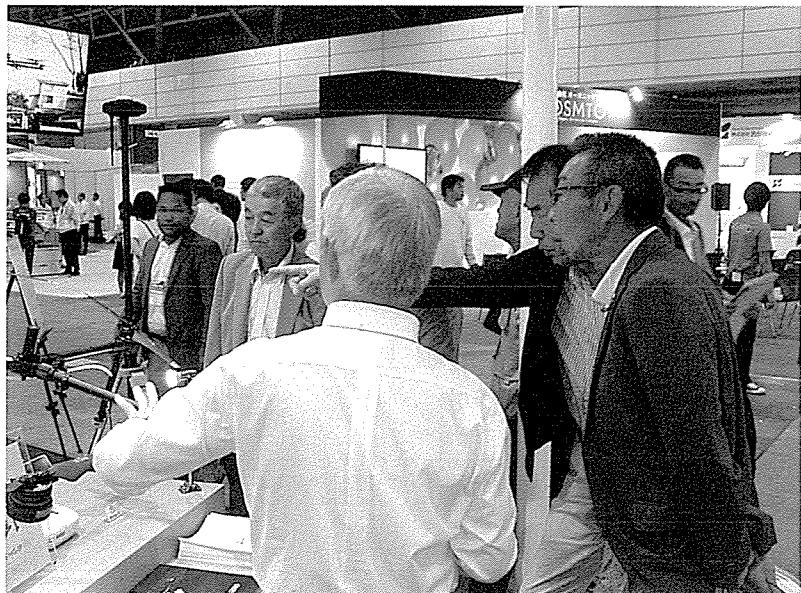
農業委員会視察研修

農地利用最適化推進委員 國本 茂

平成30年10月10日、千葉県・幕張メッセにて開催された農業ワールドへ日帰り視察研修を行いました。

農業分野620社が出展し、次世代農業、6次産業化、農業資材等に分かれ、展示物の説明に丁寧に応対してくれました。その中で、白色のガムテープ状のもの（幅20センチメートル）を、南瓜に貼り付け日焼けを防ぐ方法を説明してくれました。西瓜にも対応できれば検討しようと思いました。

稻作を食害するジャンボタニシ（外来種）には「イオンファイター」という商品、銅と亜鉛の合金を特殊纖維状に加工したものを作田の水口に設置して、用水を通過し水に接触すると微量のイオンが水中に放出されてジャンボタニシの行動を抑制し食害を軽減させます。生物への影響はほとんどなく、除菌作用、水質の浄化作用も併せ持ち、設置方法が簡単で環境にも優しそうです。今年6月頃、市内の数か所でイノシシと思われる足跡が見つかりました。全国的にも被害は深刻で、グレーチング付U字溝「わ



たれません「light」が有効と注目されています。防護柵（ワイヤーメッシュ柵や電気柵）との併用でイノシシが通過しそうな所に置き、グレーチング上で足を踏み外させて怪我をさせる仕組みです。野生の獣にとって足の負傷は致命的で、学習したイノシシは設置箇所に寄り付くことが減るといます。丹精かけた作物を売れないほど残念なことはありません。どうにか防ぎたいと強く思いました。

平成30年10月12日、神崎町の神崎ふれあいプラザ文化ホールで、農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会が行われました。

最初に農地法第3条と農地利用権についての講義の中で、農地法の基本的立場として、耕作者自らによる農地の所有が重要な役割を果たしていること、耕作権の保護、転用規則、農地の効率的利用、遊休農地対策を学びました。

次に、農地法第4条、第5条について、農業の基盤となる生産性の高い優良農地及び集団的に存在している農地の確保に努めるとの説明がありました。担当地区の違反転用がないよう日常的に農地を見て回りたいと思いました。

今回の研修に参加して、農地利用最適化推進委員としての役割を意識して、農地の有効利用の意義、重要性を地域に伝える活動をしていきたいと思いました。

印旛香取ブロック別合同研修会

農地利用最適化推進委員 出山 誠一

平成30年10月10日、神崎町の神崎ふれあいプラザ文化ホールで、農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会が行われました。

最初に農地法第3条と農地利用権についての講義の中で、農地法の基本的立場として、耕作者自らによる農地の所有が重要な役割を果たしていること、耕作権の保護、転用規則、農地の効率的利用、遊休農地対策を学びました。

次に、農地法第4条、第5条について、農業の基盤となる生産性の高い優良農地及び集団的に存在している農地の確保に努めるとの説明がありました。担当地区の違反転用がないよう日常的に農地を見て回りたいと思いました。

今回の研修に参加して、農地利用最適化推進委員としての役割を意識して、農地の有効利用の意義、重要性を地域に伝える活動をしていきたいと思いました。

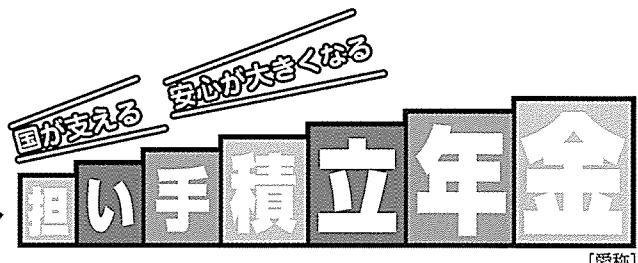


去る11月18日（日）に「富里市産業まつり」が開催されました。まつり当日は、多くの方に来場いただきました。

また、農業委員会では農地等の相談コーナーを開設し、農地に関する様々な相談や、農業者年金制度への加入推進を行いました。

産業まつり

～しっかり積み立て、 がっちりサポート 安心で豊かな老後を～



[愛称]

あなたの老後生活への備えは十分ですか？
年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です！
老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です！

☆国民年金第1号被保険者 ☆農業従事日数年間60日以上 ☆60歳未満の方なら
どなたでも任意加入でき、脱退、再加入も可能です。

自分の年金の財源を自らが積み立てる少子高齢化時代に強い安定した年金制度
終身年金で80歳までの保証付き

保険料は自分で決められ（月額2万
～6万7千円）いつでも見直しOK



保険料は全額、社会保険料控除され
所得税・住民税が節税に

農業者年金の内容やご相談については、
お近くのJAか農業委員会または農業者
年金基金にお問い合わせください。

農業者年金基金
TEL03-3502-3942 (企画調整室)

こんな時は農業委員会へ相談を。。。

「自分の農地だから、許可や届出などしなくても自由に売ったり、貸したり、転用してもよいのではないか」と思っていませんか。農地を売る、貸す、転用するときは農地法に基づく許可（市街化区域の場合は届出）が必要となります。

農地を売買、
貸借をするとき

3条申請

自分名義の土地
を転用するとき

4条申請

他人名義の土地
を買ったり、借り
て転用するとき

5条申請

- ◆農地を耕作目的で、売買したり貸し借りするときは、農業委員会の許可が必要です。
- ◆なお、資産保有や投資目的による売買、また、農地を取得する適格者（耕作面積が申請地を含めて50a以上）でない場合には許可されません。

- ◆農地の転用とは、農地を住宅、車庫、工場、倉庫、資材場、駐車場、山林など農地以外のものに用途を変更することで、農業委員会を経て、県知事の許可が必要です。
- ◆転用申請では次のような審査をします。
 - ①転用の目的は適正か
 - ②転用の面積は適當か（必要最小限か）
 - ③水利など必要な同意はあるか
 - ④付近の農業に与える影響はどうか
 - ⑤転用の目的は確実に実現できるかどうか
 - ⑥該当地や他の所有地に違反転用はないか
 - ⑦他の法令関係で手続きが必要な場合、それがなされているかなど

☆農地の無断転用をなくしましょう

☆大切な農地は自分で守りましょう

☆農地を埋立てするには、事前の許可または届出が必要です

～農地の出し手・受け手を募集中～

規模拡大したい扱い手に貸し付ける農業振興地域内の農地を探しています。農業からリタイアを考えている、相続した農地の管理に困っている、水田をやめて畑に専念したいなど、貸したい農地がある方は、農地のある市町村または（公社）千葉県園芸協会にご相談ください。千葉県園芸協会が農地の受け手を探し、賃料の徴収、支払いを行います。希望する受け手がいる場合もお気軽にご相談ください。

詳細は農地のある市町村農政課または（公社）千葉県園芸協会までお問い合わせください。

（公社）千葉県園芸協会 TEL043-223-3011

相続等により農地を取得した場合には届出を!



農地を相続等で取得したとき、その農地のある市町村農業委員会への届出が必要です。これは、相続等による農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めるためのものです。

届出の様式は、農業委員会窓口のほか、富里市ホームページからもダウンロードできます。

例えれば…… 農地を相続した方が地元をはなれていて、自分で耕作や手入れができない場合、地元で借り手をさがすなどのお手伝いをします。

「農地の管理をどうしようか」という不安や「農地を借りて経営規模を拡大したいが」という意向をお持ちの認定農業者の方等は、農業経営基盤強化促進法に基づく契約（利用権設定）で貸し借りをすれば安心です。

この契約は期間が満了すれば、離作物を支払うことなく、自動的に地主に農地が返ってきます。安易な口約束でトラブルにならないために、農業委員会の承認をうけて契約を結びましょう。

農業委員会では

農地基本台帳を管理しています

農地基本台帳は、所有農地及び小作地等を把握し、各種証明書の発行など農業委員会業務全般の基礎となるものです。

農地法等の許可を得た農地の移動や貸借について、農業委員会で台帳の整理を行いますが、そのほか土地の分筆や世帯の変更などがあつた場合には、ご本人からの申告をお願いします。また相続等によつて農地を取得した人は農地のある農業委員会に届出が必要です。

特に認定農業者等の方については経営規模面積等を正確に把握する必要がありますので、ご協力をお願いします。

農業を取り巻く環境は、高齢化・担い手不足・遊休農地の増加など大変厳しい状況です。ひとつひとつ解決していくたらと思います。

農地に関する質問やご要望は、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。

◆◆◆編集後記◆◆◆

新年明けましておめでとうございます。

農家の皆様方には、新春をお健やかにお迎えのこととお喜び申し上げます。

私たち農業委員・農地利用最適化推進委員は総勢20名で農家の皆様の代表として活動しております。

ておりま

全国農業新聞

農業の最新情報満載

全国農業新聞を購読してみませんか

・発行日 毎週金曜日

・購読料 1ヶ月 700円(送料・税込)

お申し込みは農業委員会事務局まで